平成26年7月18日判決言渡·同日原本領収 裁判所書記官 平成25年(ワ)第25973号損害賠償等請求事件 口頭弁論終結日 平成26年4月18日

決 判 原 森ゆうここと森裕子 同訴訟代理人弁護士 11 倉 秀 夫 被 告 志 岐 武 彦 Ш 同訴訟代理人弁護士 下 幸 夫 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成25年10月19日 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、別紙1ないし3のブログエントリーを削除せよ。
- 3 被告は、ウェブサイト、ブログ、書籍又は雑誌において、別紙4記載の事実 摘示を行ってはならない。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告がインターネット上のブログに記事を投稿したことにより、原告の社会的評価が低下し、その名誉が毀損されたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金500万円及びこれに対する被告が上記記事を投稿した日以降の日である平成25年10月19日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支

払を求めるとともに、人格権に基づき、上記記事の削除等を求める事案である。

1 争いのない事実等(認定事実は末尾の括弧内に証拠を掲記する。)

(1) 当事者

原告は、「森ゆうこ」の名称で政治活動を行っている者であり、平成 13年7月頃から平成25年7月頃まで国会議員の地位にあった。

被告は、インターネット上に、政治家である小沢一郎(以下「小沢」という。)につき起訴相当であるという議決(以下「本件起訴議決」という。)が検察審査会においてされ、これに基づいて同人が刑事訴追された件をテーマとして扱う「一市民が斬る」と題するブログ(以下「本件ブログ」という。)を作成し、管理している者である。

(2) 本件各記事の投稿

被告は、本件ブログに、平成25年7月29日、「7月29日 森ゆうこ前議員までもが「小沢検審議決は検察捏造報告書の誘導」と、架空議決を否定!」と題する別紙1の内容の記事(以下「本件記事1」という。)を投稿し、その後、7つの記事を投稿した上で、同年8月11日、「8月11日 X氏(森前議員協力のフィクサー)が一市民Tに語った!「検察捏造報告書をロシアサーバーを通し八木氏に流したのは私です」」と題する別紙2の内容の記事(以下「本件記事2」という。)を投稿し、さらに、4つの記事を投稿したうえで、同月17日、「8月17日 検審疑惑報道は「小学館」だけ!「記者クラブメディアは検察審における司法暴走に荷担」(SAPIO8月号)」と題する別紙3の内容の記事(以下「本件記事3」といい、本件記事1及び2と併せて「本件各記事」という。)をそれぞれ投稿した。(甲1ないし3、弁論の全趣旨)

(3) 本件ブログの仕組み

本件ブログの個別の記事がパソコンのディスプレイ等で表示される画面に

おいては、左側に当該記事が表示されるとともに、右側上部には「NewTitle」という表題の下に当該記事を含む直近に投稿された10個の記事がその表題及びハイパーリンクとともに表示され、右側下部には「 $Archive_{I}$ という表題の下に月ごとに記事がまとめられたウェブページへのハイパーリンクが表示されるほか、当該記事の下部には、「《次の記事|ブログトップ|前の記事》」という形で、前後に投稿された記事及び本件ブログのトップページへのハイパーリンクが表示される。

また、上記「Archive」という表題の下に表示される月ごとに記事がまとめられたウェブページへのハイパーリンクをクリックすると、選択した月に投稿された記事を一覧でき、そのウェブページの下部には、たとえば平成25年8月の記事の一覧については、「 \ll 2013年9月|プログトップ|2013年7月 \gg 」という形で、当該月ごとの記事の前後の月に投稿された記事及び本件ブログのトップページへのハイパーリンクが表示される(以下、本項で説明した上記本件ブログの仕組みを「本件ブログの仕組み」という場合がある。)。

2 主要な争点及び当事者の主張

(1) 被告が本件各記事を投稿したことにより、原告の社会的評価が低下し、その名誉が毀損されたか

(原告の主張)

ア 本件ブログは、一貫して、本件起訴議決が検察審査会においてされ、これに基づいて小沢が刑事訴追された件をテーマとして扱うものであるところ、本件ブログを閲覧する者は、そのようなテーマに興味を持つ者であると想定される上、本件ブログの仕組みからして、ある記事を閲覧した者が容易に他の記事を閲覧することができることをも併せ考えれば、本件ブログのある記事を閲覧した者が他の記事をも閲覧することは一般人の普通の読み方といえるから、本件各記事を個別の記事とみるべきではなく、本件

各記事が一連の記事であることを前提として,名誉毀損の成否を判断すべきである。

そして、本件記事1には別紙5中①ないし⑤の記載が、本件記事2には同別紙中⑥ないし⑩の記載が、本件記事3には同別紙中⑪の記載がそれぞれ存在するところ(以下、別紙5中の①ないし⑪の各記載を単に「記載①」のようにいう。)、本件記事1の記載①、②、④、⑤及び本件記事3の記載⑪は、これらを併せ読めば、原告が、本件起訴議決など存在しないのに、最高裁判所がそのような議決があったかのようにでっち上げたとするストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの事実を摘示するものといえ、これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が通常では考えられない荒唐無稽なストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

また、本件記事1の記載②、⑤、本件記事2の記載⑨、⑩及び本件記事3の記載⑪は、これらを併せ読めば、原告が、本件起訴議決など存在しないことを認識しながら、検察官が捏造した捜査報告書(以下「捏造報告書」という。)により誘導された検察審査会の審査員により小沢に対する本件起訴議決がされたとして検察庁を糾弾していたとの事実を摘示するものといえ、これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が自身の認識とは異なる事実を掲げて検察庁を糾弾していたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

さらに、本件記事2の記載⑥、⑦、⑨、⑩及び本件記事3の記載⑪は、これらを併せ読めば、原告が検察官の作成した捏造報告書を入手して、氏名不詳者(以下「本件氏名不詳者」という。)に渡し、本件氏名不詳者に指示をして、ロシアのインターネットサーバー経由でこれを八木啓代(以下「八木」という。)に流し、同人とともにこの捏造報告書について騒ぎ立てることにより、本件起訴議決に係る検察審査会が実際に存在し、その

審査員が捏造報告書により誘導されたと国民を騙そうとしたとの事実を摘示するものといえ、これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が、評議の秘密の保障が及ぶ捏造報告書を公開しないことを前提に入手したにもかかわらずこれを公開し、国会議員としての職権を濫用したとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

イ 仮に、本件各記事が一連の記事であるとはいえないとしても、次のとおり、本件各記事は原告の社会的評価を低下させる。

本件記事1の記載④は、原告が、本件起訴議決が最高裁判所による架空のものであるという主張を前提に、非公式の場で最高裁判所を攻撃していたとの事実を摘示し、記載⑤は、原告が、上記のとおり最高裁判所を追及していたにもかかわらず、小沢に対する第1審での無罪判決を早期に出させるために最高裁判所と裏取引をし、また、それが真実ではないことを知りながら、検察官が捏造報告書により検察審査会の審査員を誘導したというストーリーを流布させたとの事実を摘示するものである。これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が通常では考えられない荒唐無稽なストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していた、原告が裏取引という汚い手を使う政治家である、原告が自身の認識とは異なる事実を掲げて検察庁を糾弾していたとの印象をそれぞれ与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

また、本件記事2の記載⑦、⑩は、原告が捏造報告書の流出に関与し、本件氏名不詳者に指示をして、同報告書を八木に届けさせたとの事実を摘示し、記載⑨は、上記の指示は国民を騙すためのものであったとの事実を摘示するものである。これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が国家公務員法、刑事訴訟法、著作権法等に違反した可能性があり、不当な手段を用いてまで小沢に対する第1審での無罪判決を得ようとしたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

さらに、本件記事3の記載⑪は、原告が、本件起訴議決が架空のものであるという被告の主張する荒唐無稽なストーリーを支持して被告とともに最高裁判所と闘っていたものの、小沢に対する第1審判決の直前に変節し、検察官が捏造報告書によって検察審査会の審査員を誘導しようとしていたというストーリーを採用し、最高裁判所に対する糾弾をやめたとの事実を摘示するものである。これは、本件ブログを閲覧する者に対し、原告が、荒唐無稽なストーリーを主張していた上、さらに、小沢に対する無罪判決を得るために、支持者を裏切るような行動を取ったとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

- ウ なお、本件各記事には推論の形式が採られている部分があるが、そのような推論の結果として記載されている事項は証拠等によってその存否を決することができるものであるから、意見ないし論評とはいえず、事実を摘示したものと解するべきである。
- エ したがって、被告が本件各記事を投稿したことにより、原告の社会的評価が低下し、その名誉が毀損された。

(被告の主張)

- ア 本件各記事は、それぞれの記事ごとに、別の日付に作成され、独立、完結したものである上、本件記事1が投稿された際には本件記事2及び3は存在しておらず、また、本件記事2が投稿された際には本件記事3は存在していなかったのであり、加えて、本件記事1と本件記事2との間には7つの記事が投稿され、本件記事2と本件記事3との間には4つの記事が投稿されていたことを併せ考えれば、本件ブログの仕組みを前提としても、本件各記事を一連の記事として閲覧することが一般人の普通の読み方であるとはいえない。
- イ 本件記事1は、原告が小沢に対する第1審判決の直前に最高裁判所 に屈し、それまでは最高裁判所を追及していたにもかかわらず、これ

をやめて検察庁を追及し始め、疑惑の多い検察審査会について蓋をしたという原告の変節について批判する論評であり、本件記事2は、原告が、捏造報告書を流出させて八木とともに騒ぎ、小沢に対して起訴相当の議決をした検察審査会に実際に審査員が存在し、同審査員が捏造報告書によって起訴相当の議決に誘導されたと国民に思い込ませることで最高裁判所の犯罪に蓋をしたという原告の変節を批判する論評であり、本件記事3は、原告が最高裁判所を追及することをやめたという政治的姿勢を批判する意見ないし論評にすぎないから、本件ブログを閲覧する者に対し、原告の主張するような印象を与えるとはいえず、原告の社会的評価が低下したとはいえない。

- ウ 仮に、本件各記事の内容が意見ないし論評ではなく、事実を摘示したも たものであると解されるとしても、原告の主張する事実を摘示したも のということはできないから、その社会的評価が低下したとはいえな い。
- (2) 被告が本件各記事を投稿したことにつき、違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められるか

(被告の主張)

- ア 被告が本件各記事を投稿した行為は、同各記事が原告の国会議員(又は前国会議員)としての政治的姿勢をテーマとするものであり、被告には原告を誹謗中傷するなどの意図はなかったことからすると、公の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でされたものといえる。
- イ 本件各記事は、上記のとおり、事実の摘示ではなく、意見ないし論 評であるところ、これらの意見ないし論評は人身攻撃に及ぶなど意見 ないし論評の域を逸脱したものではなく、また、以下のとおり、その 論評の前提となる事実の重要な部分には真実性が認められ、仮に真実 性が認められなくとも、被告がこれらを真実であると信じたことには

相当の理由がある。

- (ア) 原告は、その著書においても過去に検察審査会の審査員を選定した最高裁判所を集中的に調べていたことを認めているなど、小沢に対する起訴相当の議決をした検察審査会の審査員が存在しないのではないかとの疑いを持ち、これを追及する姿勢を示していたものの、小沢に対する判決の直前頃から、原告の著書にもあるように、そのような追及を弱め、上記検察審査会の審査員が検察官の作成した捏造報告書に誘導されたとの主張をするようになった。
- (イ) 被告は、平成24年2月以降、本件氏名不詳者と連絡を取るようになったが、本件氏名不詳者からは自身が原告と連絡を取り合っていると伝えられた上、同人が原告において最高裁判所から入手した資料を所持しており、また、被告が本件氏名不詳者にしか渡していない資料の存在を原告が知っていたことから、原告が氏名不詳者ときわめて密接な関係にあると認識するようになった。

その後,被告は,本件氏名不詳者から,自身が捏造報告書をロシアのインターネットサーバーを経由させて八木に流したと聞き,さらに,週刊誌の記者からも同様の話を聞いたところ,捏造報告書は原告の関与なしに入手することができないものであり,また,上記のとおり被告と本件氏名不詳者が密接な関係にあると認識していたことから,原告が捏造報告書の流出に関与していたと認識した。

- ウ 仮に本件各記事が事実を摘示するものであると解されたとしても, 上記のとおり,当該摘示事実については,真実性又は相当性が認めら れる。
- エ したがって、被告が本件各記事を投稿したことにつき、違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められる。

(原告の主張)

- ア 被告が本件各記事を投稿した行為が公共の利害に係るものであることは認めるが、上記行為は、原告が被告の主張を容れなかったことに対する意趣返しとして行われたものにすぎないから、専ら公益を図る目的でされたとはいえない。
- イ 以下のとおり、本件各記事で摘示された事実については、真実性又 は相当性は認められない。
 - (ア) 原告は、小沢に対する起訴相当の議決をした検察審査会が実際に存在するという認識を前提に、その審査員を選定する方法に問題があったと指摘していたにすぎず、小沢に対する第1審判決の直前より相当以前の時期から、検察庁に対する追及をしていたものである。
 - (イ) 原告は、本件氏名不詳者と密接な関係にはなく、本件氏名不詳者が 捏造報告書を流出させたという週刊誌の記者の話にも信用性は認め られないから、被告が捏造報告書の流出に原告が関与していたと認識 したことは軽率である。
- ウ したがって、被告が本件各記事を投稿したことにつき、違法性阻却 事由又は責任阻却事由が認められるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 原告は、まず、本件各記事を一連の記事としてみるべきであるとして、これ ら各記事に係る各記載を併せて読み、これにより原告の社会的評価が低下して その名誉が毀損されたと主張するので、まず、この点について検討する。

確かに、前記争いのない事実等のとおり、本件ブログは、政治家である小沢に係る本件起訴議決が検察審査会においてされ、これに基づいて同人が刑事訴追された件をテーマとして扱うものであるから、本件ブログを閲覧する者には、そのようなテーマに興味を持つ者が数多く存在することが想定される上、本件ブログが、一つの記事から容易に他の記事を閲覧することができるように構成されていることを踏まえれば、本件ブログのある記事を閲覧した者が他の記事

をも閲覧することがあることは容易にこれを想定することができる。

しかしながら、前記争いのない事実等のとおり、本件各記事は、それぞれ別の日時に投稿されており、被告が本件記事1を投稿する際に本件記事2及び3を投稿することを予定していたとか、本件記事2を投稿する際に本件記事3を投稿することを予定していたと認めるに足りる証拠はないから、本件各記事を全体として一つの表現行為と見ることはできず、それぞれの記事ごとにその名誉毀損性を判断するのが相当であると解されるが、本件各記事の内容を確定してその名誉毀損性を判断するに当たっては、当該記事以前に投稿された記事の内容を踏まえたものであるとして、その内容を斟酌する余地はあるとしても、当該記事が投稿された時点で存在しない後の記事の内容を斟酌するのは相当でないというべきである。

そこで,以下においては、このような観点から、本件各記事が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて検討する。

2 本件記事1について

- (1) 本件記事1の内容は、別紙1のとおりであり、その記載を通して読めば、原告が、従前は、本件起訴議決が架空のものであるとして、非公式に最高裁判所を追及していたこと、ところが、捏造報告書が八木に届けられると、原告が、小沢の無罪判決を早期に得るために、本件起訴議決が検察官の捏造報告書による誘導に基づくものであると言い出し、最高裁判所に対する追及をしなくなったことが事実として摘示され、これらの事実を踏まえて、原告が最高裁判所に屈したのではないか、原告が、疑惑だらけの検察審査会に蓋をし、本件起訴議決を検察のせいにして幕を引いたとの被告の評価ないし意見が記載されていると認められる。
- (2) この点に関し、原告は、本件記事1の記載⑤において、小沢の無罪判決を 得るために原告が最高裁判所と裏取引をし、また、それが真実ではないこと を知りながら、検察官が捏造報告書により検察審査会の審査員を誘導したと

いうストーリーを原告が流布させたとの事実が摘示されていると主張する。しかしながら、記載⑤には、原告が、小沢の無罪判決を早期に得るために、最高裁判所に対する追及をやめたことを窺わせる記載があるのみで、最高裁判所との間で何らかの取引を行ったことを窺わせる記載はないし、検察官が捏造報告書を作成して検察審査会の審査員を誘導したというストーリーを原告が流布したことを窺わせる記載もないから、記載⑤において原告が主張するような上記事実が摘示されていると認めることはできない。なお、原告は、本件記事1を閲覧して、原告が最高裁判所と裏取引をしたと誤解した者がいるとして、その者が作成したブログ記事(甲16)を証拠として提出しているが、同人が本件記事1のみに依拠して上記ブログ記事を作成したと認めるに足りる証拠はないから、このようなブログ記事が存在するからといって上記認定を左右するものではない。

(3) そこで、上記(1)において判示したとおりの内容の本件記事1が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて検討するが、原告は、本件起訴議決が架空のものであるとして原告が最高裁判所を追及していたとの記載が、本件記事1を閲覧する者に対し、原告が通常では考えられない荒唐無稽なストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させると主張する。

確かに、本件起訴議決が架空のものであるということ自体は容易には想定 し難い事態ではあるものの、本件記事1を見ても、そのような事態がおよ そあり得ないことであるというような記載はなく、かえって、被告が一 定の説得力を持つと考えているものとして記載されていることが認めら れる。

そして、原告自身も、平成23年6月頃に自らがまとめた検察審査会調査報告書においては、「審査員は本当に存在したのか?」、「審査会は本当に開催されたのか?」、「幽霊審査会ではないのか?????」などと記載し(乙1

- 0)、月刊日本の平成24年12月号においては、「検察審査会は完全な密室と言っても過言ではないほど、その情報を出しません。それゆえ、検察審査会については、どんなラディカルな仮説も成り立つという状況です。ただ私は、「審査員は存在しない」「検察審査会は開かれなかった」とまで断定するのは難しいと考えています。」と述べ(乙42号証)、平成25年7月26日に開催された講演会でも、「私は全て、えー、志岐さんのあの組み立てた理論を否定しているわけではなく、証明するのが難しいと申し上げているわけでして、」と述べており(乙1)、本件起訴議決が架空のものであるということを必ずしも荒唐無稽なものと評価しているわけではないことをも考慮すれば、本件記事1における上記記載が、その一般の閲覧者に対して、原告が通常では考えられない荒唐無稽なストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの印象を与えるということはできないし、原告を貶めるような印象を与えるということはできない。
- (4) また、本件記事1のうち、原告が、小沢の無罪判決を早期に得るために、 最高裁判所に対する追及をしなくなったと記載されている部分及び被告の評価ないし意見が記載されている部分は、原告につき否定的な事実や評価等が 記載されていると理解する余地もある。

しかし、最高裁判所に対する追及を止めることが小沢の無罪判決に結びつくということは容易に想定される事態ではなく、本件記事1においても、そのような関係にあると考えることが一定の説得力を持つものとして記載されているわけではないから、上記のような記載があるからといって、本件記事1の一般の閲覧者に対して、原告が小沢の無罪判決を得るためにあえて最高裁判所に対する追及を止めたとの印象を与えるということはできない。

しかも,原告は,本件記事1が掲載された当時,国会議員であり,その資

- 質,能力及び行動が政治的又は社会的に厳しい監視と批判にさらされることが避け難い地位にあったのであるから、原告に関して様々な憶測を含めた情報が飛び交うことは容易に想定することができるところ、本件記事1の一般の閲覧者もこのような原告の立場を十分認識していると考えられることからすれば、上記のような否定的と理解する余地のある事実や評価等によっては未だ原告の社会的評価が低下したとまで認めることはできない。
- (5) 以上によれば、本件記事1により原告の社会的評価が低下したと認めることはできない。
- 3 本件記事2について
 - (1) 本件記事2の内容は、別紙2のとおりであり、その記載を通して読めば、原告が、小沢の無罪判決前までは、非公式に最高裁判所を追及していたが、判決直前に追及先を最高裁判所から検察庁に変えたこと、本件氏名不詳者が、原告の関与の下で捏造報告書を入手し、原告の指示を受けて八木にこれを届けたこと、原告が、捏造報告書の存在を世の中に知らせるため、八木が捏造報告書の件で騒ぎ始めるのと機を同じくして騒ぎ始めたこと、これによって、捏造報告書の存在が世の中に広まり、これとともに、捏造報告書によって検察審査会の審査員が誘導されたという認識も広まったことが事実として摘示され、これらの事実を踏まえて、原告が捏造報告書を流出させて最高裁判所の犯罪に蓋をした、今すぐやらなければならないのは検審疑惑の解明であるとの被告の評価ないし意見が記載されていると認められる。
 - (2) この点に関し、原告は、本件記事2の記載⑨において、上記(1)の原告の 指示が国民を騙すためのものであったとの事実が摘示されていると主張する。 しかしながら、本件記事2には、上記(1)のとおり、原告が、小沢の無罪 判決前までは、非公式に最高裁判所を追及していたが、判決直前に追及先 を最高裁判所から検察庁に変えた旨の記載はあるものの、その経緯につい

て触れた記載はないし、捏造報告書自体が虚偽のものであるとの記載がされているわけでもなく、原告に国民を騙す意図があったことを窺わせる記載はないから、記載⑨において原告が主張するような上記事実が摘示されていると認めることはできない。

(3) そこで、上記(1)において判示したとおりの内容の本件記事2が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて検討するが、原告は、本件氏名不詳者が、原告の関与の下で捏造報告書を入手し、原告の指示を受けて八木にこれを届けたとの記載が、本件記事2を閲覧する者に対し、原告が国会議員としての職権を濫用したり、国家公務員法、刑事訴訟法、著作権法等に違反したりした可能性があり、不当な手段を用いてまで小沢に対する第1審での無罪判決を得ようとしたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させると主張する。

しかしながら、本件記事2には、捏造報告書の入手に原告がどのように関与したかについての具体的な記載はなく、捏造報告書の入手に関与し、これを八木に届けるよう指示したことが国会議員としての職権を濫用したり、国家公務員法、刑事訴訟法、著作権法等に違反したりした可能性があることを窺わせる記載もないのであるから、本件記事2における上記記載が、その一般の閲覧者に対して、原告が主張するような印象を与えるということはできない(なお、原告は、第4回口頭弁論期日まで、上記記載が上記各法律に違反した可能性があるとの印象を与えるとの主張をしておらず、このことは、原告が主張する上記印象を一般の閲覧者に与えるものでないことを裏付けているとみることができる。)のであり、これによって原告の社会的評価が低下したということはできない。

(4) そして、本件記事1に係るその余の事実摘示部分によって原告の社会 的評価が低下したということはできないし、被告の評価等が記載されてい る部分が原告につき否定的な評価等が記載されていると理解する余地があ ったとしても、これによって原告の社会的評価が低下したということができないことは上記 2(4)において判示したのと同様である。

(5) 以上によれば、本件記事2により原告の社会的評価が低下したと認めることはできない。

4 本件記事3について

- (1) 本件記事3の内容は、別紙3のとおりであり、その記載を通して読めば、原告が、小沢の無罪判決前までは、最高裁判所を追及していたこと、被告が原告に対してそのための資料を提供し、原告から被告に対して激励や感謝のメールが送信されたこと、ところが、原告が、同判決直前から意見を変え、捏造報告書があるだけで審査員が誘導されたと決めつけ、最高裁判所の疑惑をそのままにして、審査員はいると言ったことが事実として摘示され、これらの事実を踏まえて、原告が検察による捏造報告書誘導説を広め、最高裁判所の犯罪を消そうとしているように見えたとの被告の評価ないし意見が記載されていると認められる。
- (2) そこで、上記(1)において判示したとおりの内容の本件記事3が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて検討するが、原告は、まず、本件起訴議決が架空のものであるとして原告が最高裁判所を追及していたとの記載が、荒唐無稽なストーリーに沿って原告が最高裁判所を糾弾していたとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させると主張する。

しかしながら、このような主張を採用することができないことは上記 2(3) において判示したとおりである。

(3) 次に,原告は,本件記事3の記載が,小沢に対する無罪判決を得るために,支持者を裏切るような行動を取ったとの印象を与えるから,原告の社会的評価を低下させると主張する。

しかしながら、本件記事3では、原告が意見を変えたのが小沢に対する無 罪判決を得るためであるとの事実が摘示されているわけではないし、原告が 小沢の無罪判決直前から意見を変えたとの記載がされているものの,その背景として捏造報告書の存在が指摘されており,この捏造報告書自体が虚偽のものであるとの記載がされているわけでもないから,本件記事3が,何らの根拠もなく原告が意見を変えたとか,支持者を裏切るような行動を取ったとの印象を与えるということはできない。

なお、仮に、本件記事3が本件記事1を踏まえた記載であるとして、本件記事3においても、原告が、小沢の無罪判決を早期に得るために、最高裁判所に対する追及をしなくなったことが事実として摘示されているとみることができるとしても、最高裁判所に対する追及を止めることが小沢の無罪判決に結びつくということは容易に想定される事態ではなく、小沢に対する無罪判決を得るためにあえて上記のような意見の変更を行ったという印象を与えるものでもないことは上記2(4)において判示したとおりである。

- (4) そして、本件記事3において被告の評価等が記載されている部分が原告につき否定的な評価等が記載されていると理解する余地があったとしても、これによって原告の社会的評価が低下したということができないことは上記2(4)において判示したのと同様である。
- (5) 以上によれば、本件記事3により原告の社会的評価が低下したと認めることはできない。
- 5 したがって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、 いずれも理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 土 田 昭 彦

裁判官 茂 木 典 子

裁判官 神 永 暁